

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ フタバ ヨウギョウカブシカイシャ 双葉工業株式会社  
 住所 大阪府堺市中区土塔町3320  
 代表者氏名 フリガナ タイヒョウトリンマリヤク 代表取締役 オカト 岡本 ユウヤ 祐也  
 電話番号 072-235-3040  
 FAX番号 072-235-3080  
 メールアドレス [kokofutaba@ia7jitkeeper.ne.jp](mailto:kokofutaba@ia7jitkeeper.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

双葉工業株式会社

住 所

大阪府堺市中区土塔町3320

代表者氏名

代表取締役 岡本 祐也



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>オカモト ユウヤ</small> 岡本 祐也	
取締役 <small>ナカガワ カズヒロ</small> 中川 和浩	
監査役 <small>キノシタ マサヒコ</small> 木下 正彦	
事業の範囲	給水装置工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	双葉工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 599 - 8234 住所 大阪府堺市中区土塔町3320  電話番号 072 - 235 - 3040 F AX番号 072 - 235 - 3080 メールアドレス kokofutaba@ia7itkeeper.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中川 和浩	第55879号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 6 月 20 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	・金切りのこ ✓	HS-250	1	
	パイプカッター	PC-0101	1	
	塩ビパイプカッター	MCC VC-27ED	1	
管の加工用の機器器具	・ヤスリ ✓		1	
	・ねじ切り ✓	KEG-20	1	
接合用の機器器具	・トーチランプ ✓	ワンタッチ式	1	
	・パイプレンチ ✓	MPW200	1	
水圧テストポンプ	手動テスター ✓	T10K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 双葉工業株式会社

住 所 大阪府堺市中区土塔町3320

代表者氏名 代表取締役 岡本 祐也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区土塔町 3 3 2 0  
双葉工業株式会社

会社法人等番号	1 2 0 1 - 0 1 - 0 0 6 1 7 6	
商 号	双葉工業株式会社	
本 店	<u>大阪府堺市西区鳳中町十丁 1 6 番 7 号</u>	平成 2 3 年 4 月 2 3 日移転 ----- 平成 2 3 年 4 月 2 5 日登記
	大阪府堺市中区土塔町 3 3 2 0	平成 2 8 年 4 月 2 6 日移転 ----- 平成 2 8 年 4 月 2 6 日登記
公告をする方法	大阪市内に於いて発行する朝日新聞に掲載する	
会社成立の年月日	昭和 4 1 年 7 月 2 日	
目 的	1. 水道用メーター取替受託工事 2. 水道用メーターの修復改造及び水道用資材の販売 3. 給配水工事の請負及び補修受託工事 4. 官公庁水道事業の受託作業 5. 前号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	8 0 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6 0 0 0 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記	
資本金の額	金 1 0 0 0 万円	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>岡 本 弘 美</u>	平成 2 9 年 5 月 3 1 日重任 ----- 平成 2 9 年 7 月 5 日登記
	取締役            岡 本 弘 美	令和 1 年 5 月 3 0 日重任 ----- 令和 1 年 7 月 2 9 日登記

	取締役	<u>中川和浩</u>	平成29年 5月31日重任
			平成29年 7月 5日登記
	取締役	中川和浩	令和 1年 5月30日重任
		✓	令和 1年 7月29日登記
	取締役	<u>岡本祐也</u>	平成29年 5月31日重任
			平成29年 7月 5日登記
	取締役	岡本祐也	令和 1年 5月30日重任
		✓	令和 1年 7月29日登記
	大阪府箕面市百楽荘三丁目5番3号 代表取締役	<u>岡本弘美</u>	平成29年 5月31日重任
			平成29年 7月 5日登記
	大阪府箕面市百楽荘三丁目5番3号 代表取締役	<u>岡本弘美</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 7月29日登記
		令和 2年 4月 1日辞任	
		令和 2年 4月22日登記	
大阪市平野区瓜破五丁目4番32号 代表取締役	岡本祐也	令和 2年 4月 1日就任	
		令和 2年 4月22日登記	
監査役	木下正彦	平成29年 5月31日就任	
		平成29年 7月 5日登記	
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月 4日移記	

大阪府堺市中区土塔町 3 3 2 0  
双葉工業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

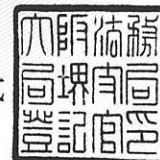
(大阪法務局堺支局管轄)

令和 3 年 6 月 2 4 日

大阪法務局堺支局

登記官

土 屋 佳 代





# 双葉工業株式会社 定款

## 第1章 総則

第1条 当社は、双葉工業株式会社と称する。

第2条 当社は、下記の事業を営む事を目的とする。

1. 水道用メータ取替え受託工事
2. 水道用メータの修復改造及び水道用資材の販売
3. 給配水工事の請負、及び補修受託工事
4. 官公丁水道事業の受託作業
5. 前号に附帯する一切の業務

第3条 当社は、本店を堺市に置く。

第4条 当社の広告は、大阪市内において発行する朝日新聞に掲載する。

## 第2章 株式

第5条 当社の発行する株式の総数は、6000株とする。

第6条 当社の発行する株式は、すべて記名式とし、且額面株式とする。

第7条 当社の発行する額面株式の1株は、金1666円67銭とする。

第8条 当社は、毎決算期の翌日から、その定期株式総会終了の日まで2ヶ月を超えない期間株主名簿の記載の変更を停止する。前項のほか必要のある場合には予め広告して株主名簿の記載の変更を停止する事がある。

第9条 当社の名義書替えその他株式に関する取り扱いは別に取締役会の定めるところによる。

### 第3章 株 主 総 会

第10条 当社の定期株式総会は営業年数の末日から2ヶ月以内に召集する。

臨時株主総会は随時必要ある場合に招集する。

第11条 株式総会の議事は予め通知した事項に限る。

第12条 株主総会の議長は、代表取締役これに当たり、代表取締役事故あるときは、他の取締役これに代わる。

第13条 株主総会の議事は法令により別段の定める場合を除くその他出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

第14条 株主総会の議事については議事録を作りこれに議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び出席した取締役記名捺印する事を要する。

#### 第4章 役員

第15条 当会社に次の役員を置く。

- 1.取締役 7名内
- 2.監査役 2名内

第16条 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。但し、発行済株式の総数の4分の1以上に当る株式を有する株主の請求があった時は、この限りではない。

第17条 取締役の任期は2年、監査役の任期は3年とする。但しその任期か任期中に到来する最終の決算期に関する定時株主総会の終了前に満了するときは、その総会の終了に至るまでこれを延長する。他の役員の任期中に選任せられた役員の任期は、その他の役員の任期と同一とする。

- 第 18 条 取締役の決議をもって代表取締役を選任する。
- 当会社の代表取締役は、2 名とし各自会社を代表する。
- 第 19 条 代表取締役は、取締役の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。
- 第 20 条 当社に取締役の決議をもって顧問及び相談役、各若干を置く事ができる。
- 第 21 条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 取締役会

- 第 22 条 取締役は、取締役会を組織し会社業務の執行を決める。
- 第 23 条 取締役会の招集者及び議長は、代表取締役、これに当たり代表取締役事故あるときは、他の取締役これに代わる。
- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日より 3 日前に発する。但し緊急の場合には更にこれを伸縮することができる。

第 25 条 取締役会の決議は、現在取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもってこれを記し可否同数のときは代表取締役これを決する。

第 26 条 取締役会の議事については、取締役会議事録を作り議長及び出席した取締役が、これに記名捺印して会社に保存する。

## 第 6 章 計 算

第 27 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 28 条 毎決算期の純益金に、前期繰越金を加減したものを当期利益金としてこれを次のとおり処分する。

1.利益準備金	法定額以上
2.別途積立金	若 干
3.納税引当金	若 干
4.株主配当金	若 干
5.役員賞与金	若 干
6.退職手当準備金	若 干
7.後期繰越金	若 干

第 29 条 株主配当金は、毎営業年度末日現在における株主  
名簿記載の株主に支払う。前項配当金は、支払開始  
から満 3 年を経過するも受領しないときは、当会社  
に帰属する。

#### 第 7 章 附 則

第 30 条 当会社は、設立に際して額面株式 6000 株を 1 株の  
発行価格金 1666 円 67 銭をもって発行する。

第 31 条 当会社の、株主は新株引受権を有する。

令和 3 年 6 月 25 日

この定款からの写しは現行定款と相違ありません。

双葉工業株式会社  
代表取締役 田本 裕也

第五五八七九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

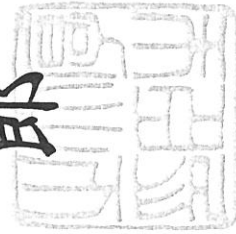
氏名 中川和浩

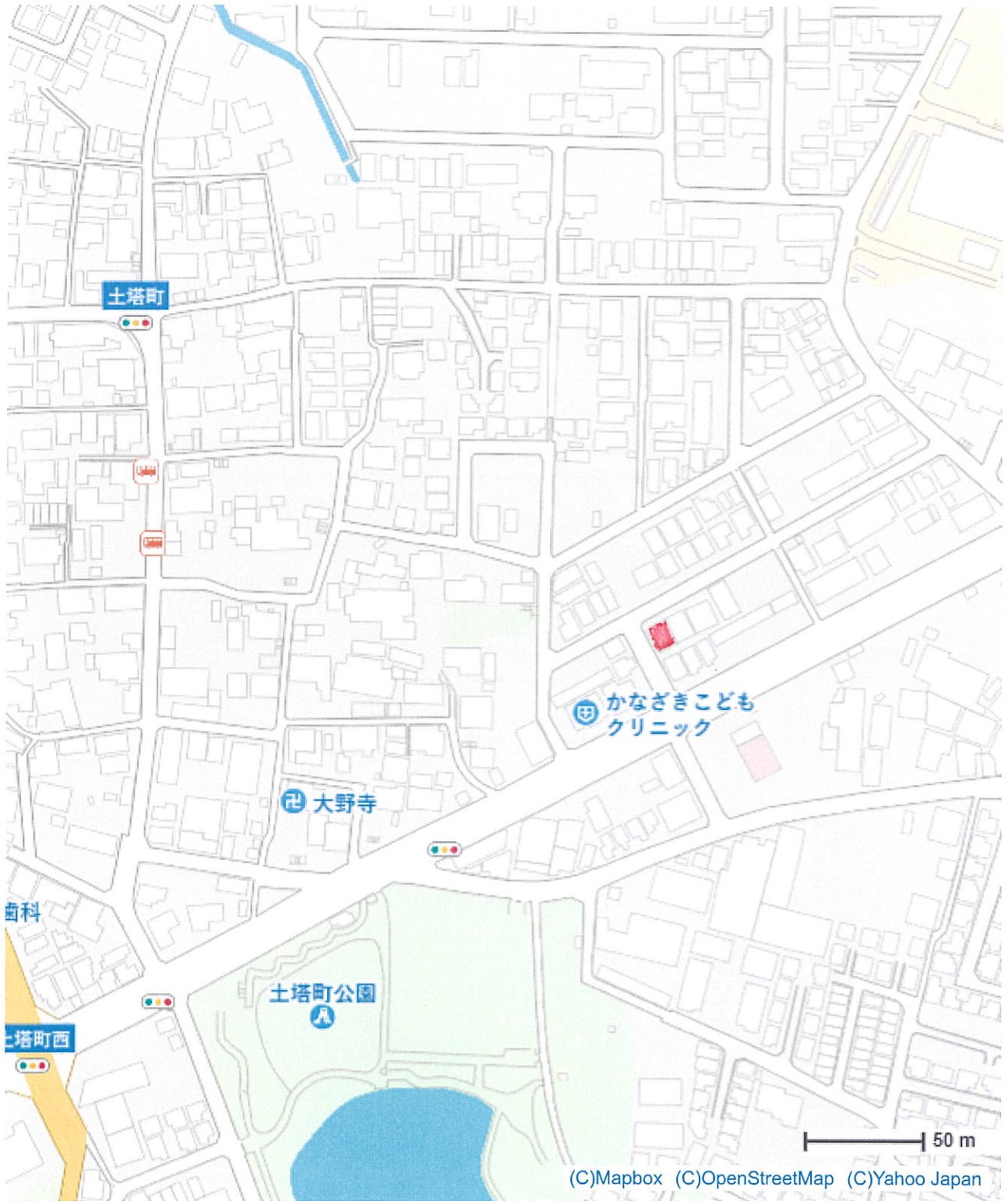
昭和三十五年四月七日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎

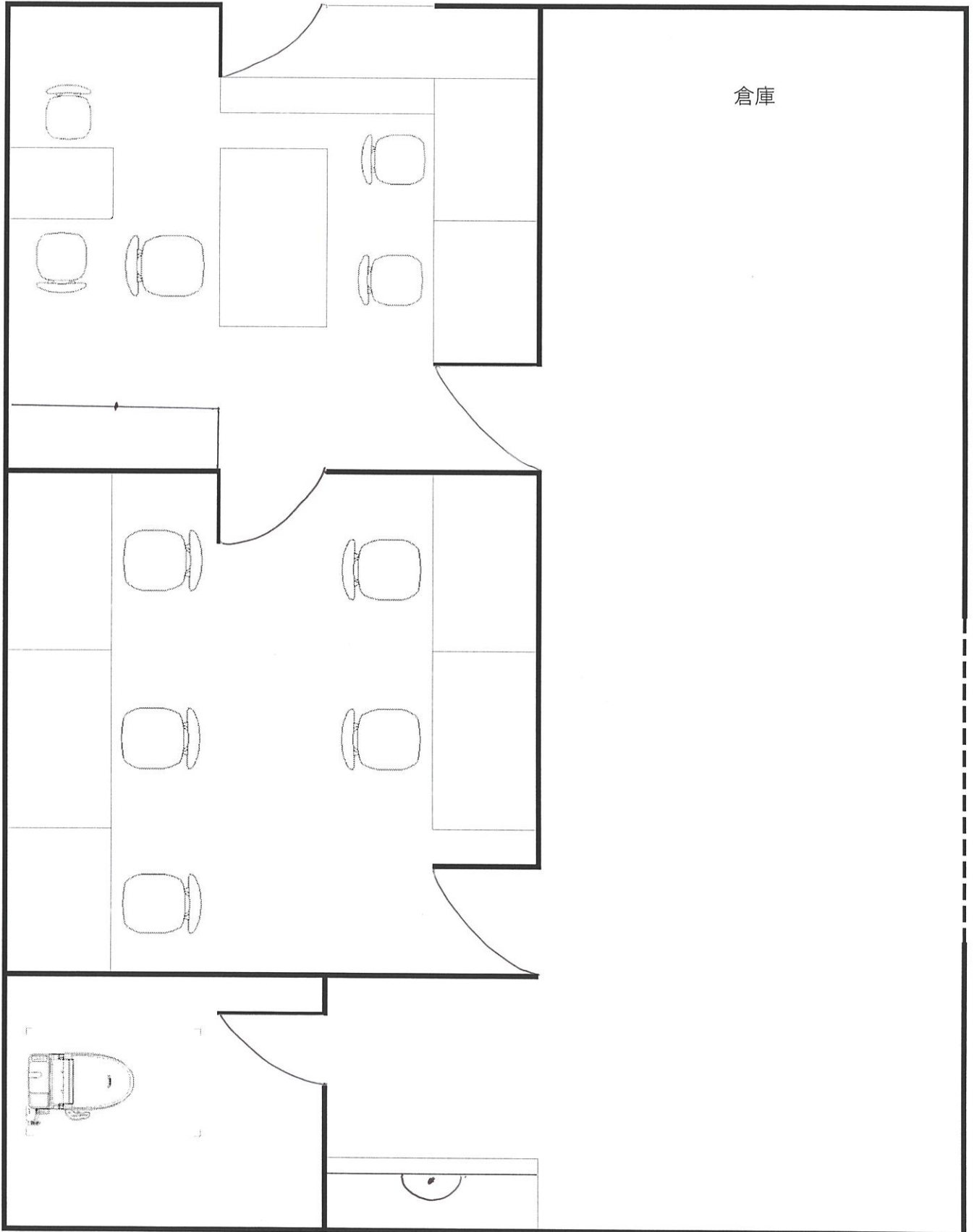








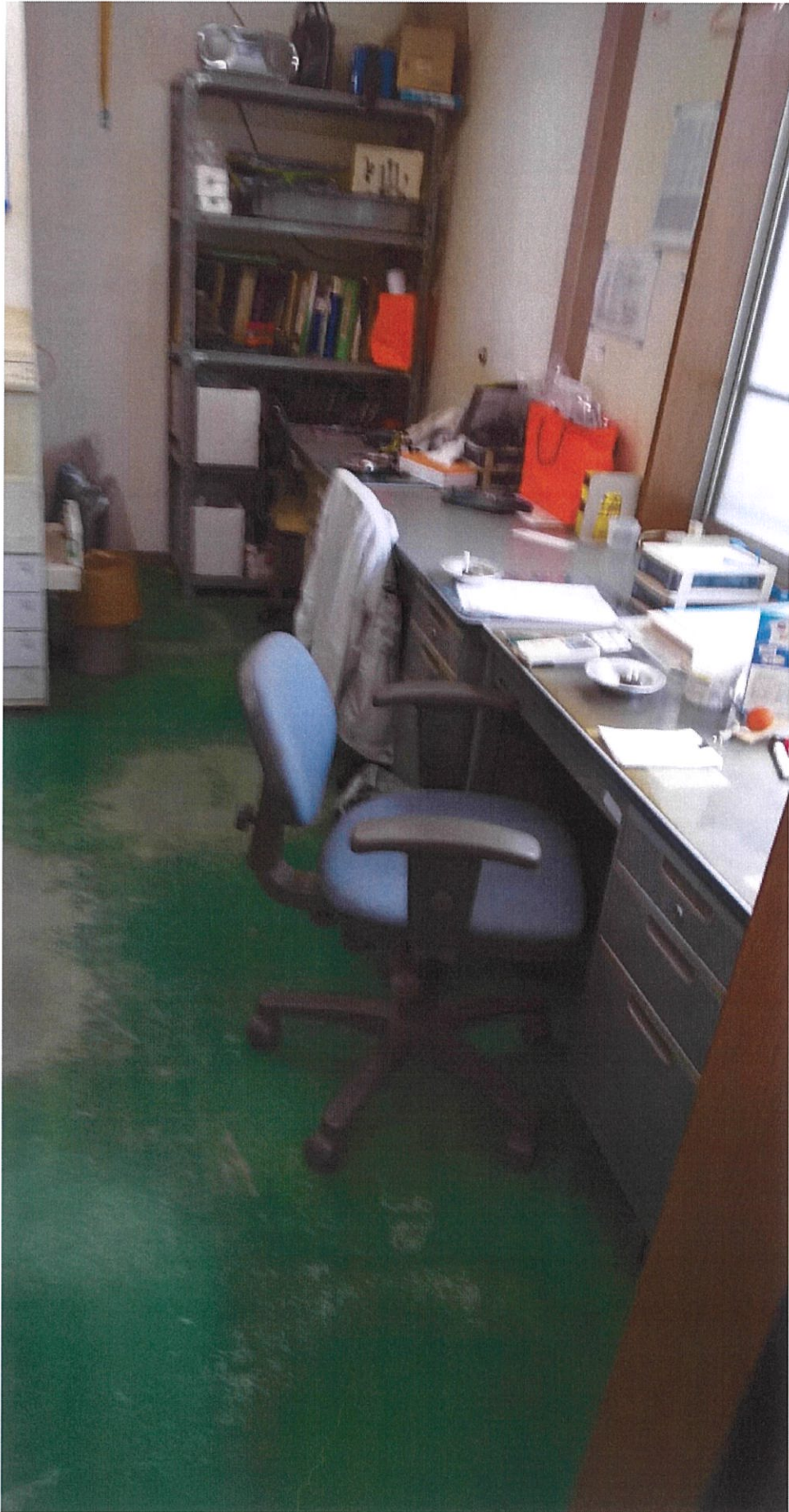
事務所平面図













指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 双葉工業株式会社 フタバ、コウキョウカブシキガイシャ  
 住所 大阪府堺市中区土塔町3320  
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ダイヒョウトリンマリヤク 岡本 祐也 オカモト ユウヤ  
 電話番号 072-235-3040  
 FAX番号 072-235-3080  
 メールアドレス [kokofutaba@ia7itkeeper.ne.jp](mailto:kokofutaba@ia7itkeeper.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 双葉工業株式会社  
住 所 大阪府堺市中区土塔町 3320  
代表者氏名 代表取締役 岡本 祐也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任  
解任  
の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	双葉工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中川 和浩	第 55879 号	令和3年6月26日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第五五八七九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 中川和浩

昭和三十五年四月七日生

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎

